

労働関係法令遵守状況報告書の記載方法

【第1号様式の
()】

労働関係法令遵守状況報告書

尼崎市長あて
(対象受注者あて)

年 月 日
受注者受付 年 月 日

この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本報告書の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

尼崎市公共調達基本条例第11条の規定により提出します。

対象契約の名称	工事		
対象契約の契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	下請等契約の契約期間 (2)	
対象受注者・対象下請負者等 (いずれかに を記入してください。)(1)	所在地	尼崎市 町 丁目 番号	
	(ふりがな)	けんせつかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく	
	名称 代表者の氏名	建設 株式会社 代表取締役	
	担当者氏名		
労働者の総数	・連絡先電話番号	06 - x x x x - x x x x	
	名	内訳：正社員 名、パート・アルバイト 名 派遣社員 x名(人材派遣業者のみ記入)	1へ記入してください。
	なし	従業員がない場合 (1人で仕事をされている個人事業主(いわゆる一人親方)の方は、「なし」に を記入してください。)	2へ記入してください。

- 「対象受注者」とは本市と直接契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公共調達に係る下請等契約(人材派遣契約を含みます。)を締結している事業者と下請等契約を締結している事業者をいいます(次数は問いません。)
- この項目は、下請等契約を受注した対象下請負者等が記入してください。

<記載事項>

対象契約の名称

本市との契約書に記載されている名称と同じ名称(工事、 業務委託など)を記載してください。

対象契約の契約期間

本市との契約書に記載されている期間(工期、委託の期間など)を記載してください。

下請等契約の契約期間

下請等契約を受注した対象下請負者等が、その契約期間を記載してください。

対象受注者・対象下請負者等

本市と直接契約を締結した事業者は「対象受注者」を、それ以外の事業者は「対象下請負者等」を で囲ってください。

所在地、名称、代表者の氏名

本市に労働関係法令遵守状況報告書を提出する事業者(対象受注者の場合は、本市との契約書に記載している受注者、受託者など)の内容を記載してください。

担当者氏名、連絡先電話番号

提出された労働関係法令遵守状況報告書の内容などについて本市から問い合わせ等を行う場合の担当者、連絡先を記載してください。

労働者の総数

「対象受注者・対象下請負者等」欄に記載した事業所で使用されている労働者の総数を記載してください。また、1人で仕事をされている個人事業主（いわゆる一人親方）の方は、「なし」を で囲ってください。

労働関係法令遵守状況報告書の対象となる労働者は、「正社員、アルバイト、日雇労働者等、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われている労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）」です。

「契約社員」、「日雇労働者」などは、「パート・アルバイト」欄に人数を記載してください。

<関係する市条例等>

尼崎市公共調達基本条例第11条（労働関係法令の遵守状況の報告等）

受注者（請負等契約のうち規則で定めるもの（以下「対象契約」という。）を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）の遵守状況を市長等に報告しなければならない。

労働関係法令遵守状況報告書等運用マニュアル（5 遵守状況報告書の提出手続）

- (1) 受注者又は指定管理協定締結者は、対象となる公共調達の契約等の締結後2か月以内（規則第3条第2項）に、尼崎市に遵守状況報告書を提出 する必要があります。

工事請負契約については、受注者は施工体系図の写しも併せて提出していただく必要があります。提出後に新たに下請契約を締結した場合、新たな下請負者の遵守状況報告書とともに当該下請負者を追加した施工体系図の写しも提出してください。

- (2) 下請負者等は、下請の回数に関わらず、対象となる公共調達の契約等の締結後1か月以内に、受注者に遵守状況報告書を提出 する必要があります。

指定管理者と下請負契約をする下請負者等については、予算額1千万円以上の清掃、警備等の業務に限ります。

- (3) 受注者又は指定管理協定締結者は、下請負者等から提出された遵守状況報告書を取りまとめ、尼崎市に提出 ¹する必要があります。

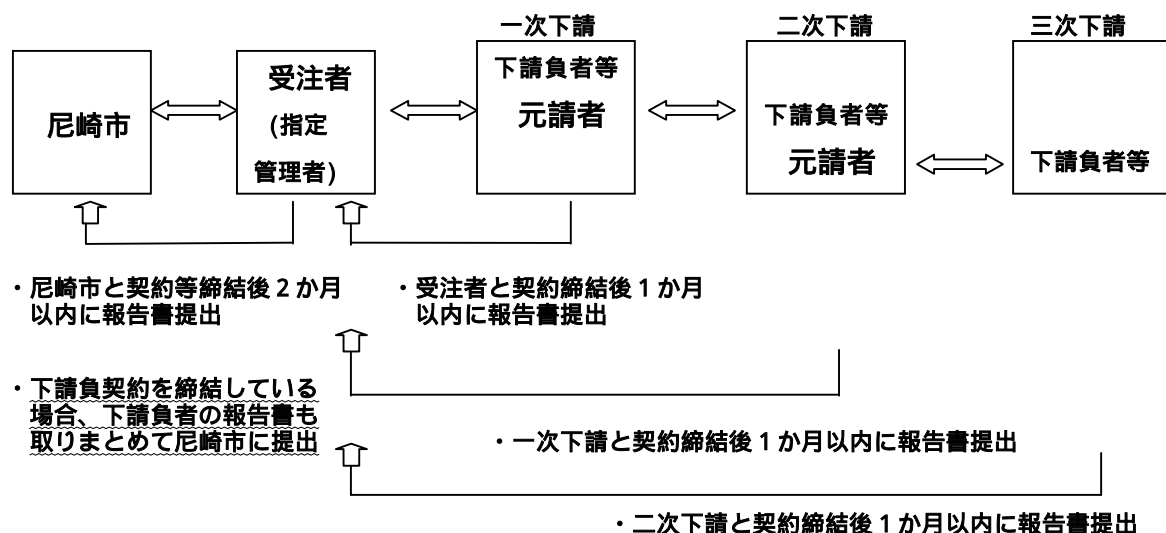
受注者（指定管理者を含む）は、対象公共調達の契約締結から2か月以内に、受注者自身の遵守状況報告書と下請負者等の遵守状況報告書を併せて尼崎市に提出してください。それ以降に、新たな下請契約を締結した等により下請負者等から遵守状況報告書の提出があった場合は、その都度、尼崎市に提出してください。

なお、下請負者等から提出された遵守状況報告書に記入漏れ等の書類不備がある場合、受注者を介して修正を依頼 ² しますので、御協力いただきますようお願いいたします。

1 受注者が共同企業体の場合は、代表者が他の構成員の遵守状況報告書を取りまとめてください。

2 記載内容に関することについては、原則として、尼崎市から下請負者に直接説明等を求めますが、必要に応じて受注者にも説明等を求める場合があります。

<遵守状況報告書提出に係る事務の流れ（対象公共調達に係る契約又は基本協定の締結後2か月以内）>



1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

	項 目	回 答
労働条件		
	<p>常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。</p>	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。 「常時10人以上の労働者を使用する」とは、雇用形態、勤務時間等に関係なく、雇用（所属）している労働者が常態として10名以上いることです。パート、アルバイト、契約社員などの非正規の社員であっても、常時雇用していれば、就業規則作成義務の対象者となります。</p> <p><関係法令等> 常時10人以上の労働者（パート、日雇等を含む）を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。 労働基準法第89条（作成及び届出の義務）</p>		
	就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 使用者は、就業規則を、常時各事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること、書面を交付すること、磁気テープなどに記録し、かつ、各作業場に労働者が内容を常時確認できる機器を設置することで、労働者に周知しなければなりません。 労働基準法第106条（法令等の周知義務） 労働基準法施行規則第52条の2</p>		
	労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。また、この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の規則で定める事項については、書面の交付により行わなければなりません。 労働基準法第15条（労働条件の明示） 労働基準法施行規則第5条</p>		

労働時間	
時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 労働者が1人であっても法定の労働時間を超えて労働させる場合、又は、法定の休日に労働させる場合には、労働基準監督署に届け出なければなりません。 労働基準法第36条（時間外及び休日の労働）</p>	
保険	
労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 原則として、従業員（雇用形態を問わない）を雇用している全ての事業に適用され、1人でも労働者を雇用している事業所は、事業を始めた日から強制的に労災保険の適用事業所となります。 労働者災害補償保険法第3条（適用事業の範囲） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第3条（保険関係の成立）第4条の2（保険関係の成立の届出等）</p>	
雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 会社や個人事業所の区別なく、労働者を1人でも雇用する事業所は、原則として雇用保険の適用事業所となり、そこで働く一般社員は雇用保険への加入が義務付けられます。 雇用保険法第5条（適用事業）第6条（適用除外）第7条（被保険者に関する届出） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条（保険関係の成立）第4条の2（保険関係の成立の届出等）</p>	
健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 法人事業所（常時使用する従業員が1人以上）常時5人以上の労働者を使用している個人事業所は、健康保険に加入しなければなりません。 健康保険法第3条第1項（定義 - 被保険者）第3項（定義 - 適用事業所）第48条（届出）</p>	

	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 法人事業所（常時使用する従業員が1人以上）常時5人以上の労働者を使用している個人事業所は、厚生年金に加入しなければなりません。 厚生年金保険法第6条（適用事業所）第9条（被保険者）第27条（届出）</p>		
賃金		
	法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他規則で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければなりません。 労働基準法第108条（賃金台帳）</p>		
	賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 賃金は、法令や労働協約などで定めがある場合を除き、通貨で、直接労働者にその全額を支払わなければなりません。また、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。 労働基準法第24条（賃金の支払）</p>		
	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、「3労働環境改善予定」欄に「いいえ」とした理由等を記載してください。</p> <p><関係法令等> 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。 最低賃金法第2条（定義）第4条（最低賃金の効力） 最低賃金法施行規則第1条</p>		

<p align="center">本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。 最も低い賃金単価 : 時給 円</p>	
<p><記載事項> 本件業務に従事する労働者で、最も低い賃金単価の額を記載してください。 最も低い賃金単価は、時給で記載してください。計算方法は以下のとおりです。 (1) 時間給の場合・・・時間給を記入 (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間 (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間 ただし、以下のものは含みません。(最低賃金法施行規則第1条)参照。 ア 臨時に支払われる賃金等(出産祝い金等) イ 1月を超える期間ごとに支払われる手当(賞与等) ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(残業手当) エ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当(扶養手当)等) 【参考】 兵庫県地域別最低賃金: 871円/時間(平成30年10月1日から)</p>	
<p>契約従事者への周知</p>	
<p>上記 ~ の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所(作業現場、事務所など)に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、本契約に従事する労働者に周知していますか。 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記 ~ の事項を知らせる必要があります。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、ただちに本契約従事者への周知を行ったうえで、「労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届」を提出してください。</p>	
<p><関係法令等> 受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、当該公共調達に従事する労働者に対して、その従事する業務が対象公共調達であること、及び労働関係法令遵守状況報告書に記載した労働関係法令の遵守状況を当該労働者にとって見やすい場所に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で知らせる必要があります。 ただし、対象公共調達(労働関係法令遵守状況報告書の提出対象契約)に係る業務に従事しない労働者や一般事務員は周知対象に含まれません。 尼崎市公共調達基本条例第18条(対象労働者への明示) 尼崎市公共調達基本条例施行要綱第11条(対象労働者への明示)</p>	
<p>下請負者への指導</p>	
<p>下請契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 1 本報告書提出後、新たに下請等契約を締結する場合についても、対象下請負者等に 本契約が対象契約であることを知らせる必要があります。 2 下請等契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。</p>	<p>はい・いいえ</p>
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。 「いいえ」を で囲った場合は、ただちに下請負者等への指導を行ったうえで、「労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届」を提出してください。</p>	
<p><関係法令等> 受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、下請負契約又は再委託契約を締結する際に、労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要な対象公共調達であることを下請負者等に対して文書により知らせる必要があります。 尼崎市公共調達基本条例第17条(対象下請負者等への明示) 尼崎市公共調達基本条例施行規則第11条(条例第17条の規則で定めるもの) 尼崎市公共調達基本条例施行要綱第10条(対象下請負者等への明示)</p>	

2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

	項 目	回 答
	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。</p> <p><関係法令等> 一人親方その他の自営業者等については労災保険の適用除外者ですが、労災保険の特別加入制度により加入することができます。 労働者災害補償保険法第33条（特別加入者） 第34条（中小事業主等の特別加入） 第35条（一人親方等の特別加入） 第36条（海外派遣者の特別加入）</p>		
	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。</p> <p><関係法令等> 一人親方や個人で人を雇わずに単独で事業を行う者、個人事業所で常時使用する労働者が5人未満の場合などは、社会保険（健康保険、厚生年金保険）への加入義務はありませんが、国民健康保険もしくは国民健康保険組合（建設国保等）に加入しなければなりません。 国民健康保険法第5条（市町村 - 被保険者） 第19条（国民健康保険組合 - 被保険者）</p>		
	国民年金に加入していますか。	はい・いいえ
<p><記載事項> 「はい・いいえ」のどちらかを で囲ってください。</p> <p><関係法令等> 一人親方や個人で人を雇わずに単独で事業を行う者、個人事業所で常時使用する労働者が5人未満の場合などは、社会保険（健康保険、厚生年金保険）への加入義務はありませんが、国民年金に加入しなければなりません。 国民年金法第7条（被保険者の資格）</p>		